**はり・きゅう、マッサージ療養費に係る支給申請書等の提出について**

１　療養費支給申請書の提出方法

(1）提出締切　　 毎月５日必着（締切日が土日祝日のときは翌営業日）

(2)提出先　　 市町村後期高齢者医療担当課

もしくは、青森県後期高齢者医療広域連合　業務課

２　申請に必要な書類

(1）提出書類



① 総括票

② 療養費支給申請書

③ 同意書（該当する月）

④ 往療内訳表

（往療をしている場合）

⑤ 施術報告書（該当する月）

⑥ １年以上・月１６回以上施術継続

理由・状態記入書

**※ホチキス、のりづけはしないこと**

（該当する月）

（２）並べ方

総括票（A施術管理者、マッサージ）

マッサージの申請書

療養費支給申請書及び同意書等資料

 （月遅れ請求分・返戻後再請求分を含む。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※被保険者番号順に並べる**

 総括票（B 施術管理者、マッサージ）

 療養費支給申請書及び同意書等資料

（月遅れ請求分・返戻後再請求分を含む。）

総括票（A 施術管理者、はり・きゅう）

**※被保険者番号順に並べる**

はり・きゅうの申請書

 療養費支給申請書及び同意書等資料

 （月遅れ請求分・返戻後再提出分を含みます。　）

**※被保険者番号順に並べる**

３　参考ホームページ

療養費の取扱い（Ｑ＆Ａ）について（厚生労働省ホームページ） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/03.html>

療養費の改定等について（厚生労働省ホームページ）<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>